

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり 時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告

時事新報

第三千八百五十五號
明治廿六年十一月十七日 金曜日
舊曆癸巳十月十日 (戊午)
仙石政固長男仙石政敬二歸嫁セラル
明治二十六年十一月十六日
宮内大臣子爵土方久元
○大藏省告示第三十四號
京都本倉庫所屬總都支金庫ヲ本月二十六日ヨリ何處郡
總都町大字本宮町へ移ス
明治二十六年十一月十六日
大藏大臣渡邊國武

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價 (府外運送には此他後に)

一 號 貳圓五圓〇一箇月 前金五拾圓〇三箇月 前金壹圓四拾五圓〇六箇月 前金貳圓八拾五圓〇一箇年 前金五圓六拾圓〇月曜日休刊 (此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ)

前金 一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報運送料

一 日本國內並に朝鮮京城、仁川、釜山、元山津 一箇月 金拾三圓
二 南洋亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加那利を運送する歐洲各國 一箇月 金拾三圓
三 北米合衆國、英領加那利、布哇諸島 一箇月 金拾三圓
四 香港を運送する亞細亞諸島、太平洋諸島、濠洲 一箇月 金拾三圓
五 露領滿洲斯德、清國諸港 一箇月 金拾三圓

時事新報廣告料 (附金)

一行五號活字廿四字	一日	六日以上	七日以上
一行	二	付十三號十一號十號五號	

廣告料定價

時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる者なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき事に付、廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿の付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を擴張するより各社同一の記事を掲載するも、其からず、時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社は通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にへ報道すれば本社にも其報道は通ずる事と誤るる方多きが如し爲めに行使をせしむる場合も誤らざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方が直接に本社に向て發送あらんことを請ふ

中央停車場の敷地と豫定す可し

府下に中央停車場を設けるの可否得失に就ては今更に議論するを須むず、然るに決して現に市區改正の當局に於ても右の設置を心當に九ノ内の地所を以て取附けて計畫しつゝありと云ふに然る上は我輩は一日も早く其筋にて着手あらんことを希望する者にして其所謂着手とは、既に建築を起工せしと云ふには、九ノ内には一箇人の私に屬する地所もあり官廳もあり亦道路もありて性質同じからずと雖も一旦便宜の

官報

○宮内省告示第二號
邦彦王孫素子女王殿下勅許ヲ經テ昨十五日從四位子爵

○司法省告示第七十三號
來ル二十日ヨリ左ノ出張所ヲ開闢ス
明治二十六年十一月十六日
司法大臣芳川顯正

○司法省告示第七十四號
高知地方裁判所管内新設區裁判所出張所及盛岡地方裁判所管内遠野區裁判所出張所并盛岡地方裁判所出張所開闢準備ノ爲メ高知地方裁判所管内ハ來ル十七日八兩日盛岡地方裁判所管内ハ同十八日其管轄町村ノ登記事務ヲ停止ス
明治二十六年十一月十六日
司法大臣芳川顯正

○第二豫備金支出
明治二十六年度第二豫備金支出
第二十五回
一金三萬六千貳拾九圓六拾錢 布哇國派遣軍糧費
在布哇國本邦人民保護ノ爲メ軍艦派遣ノ費用ヲ要シ本行ノ金銀第二豫備金ヨリ支出ノ候海軍大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月十四日勅裁ヲ得タ
明治二十六年十一月十六日
大藏大臣渡邊國武

○合衆國の歳入 最近三箇月間の合衆國歳入は六千九百三十七萬九千四百七十七圓にして歳出は九千八百四十五萬九千二百二十七圓、差引千九百七十七萬九千七百一十圓の不足なり此歳入を昨年度の當三箇月間歳入に比較するに少なきと二千萬圓なりと云ふ

○岐阜縣下の官私文書偽造罪 昨日の電報欄内に記載せし如く岐阜縣會常置委員田正衛氏は官私文書偽造罪被告事件にて去る十三日午後十二時過ぎ同縣警察署中野村の自宅より笠松警察署へ押引されしが即夜岐阜警察署へ送られ一日午前九時より岐阜地方裁判所の審議廷に於て一應尋問の末未決監に入れられたり右は震災復興工事に付き笠松町下町地場敷地買上げに關する事なるべしと

同町に於りて其四日前は右の外
○假配
名づけて
なれば
能はさ
二百
は二百
に非ざ
を加へ
にあり
を以て
今其第
遺棄岩
年中同
石川榮
海に赴
頼らに
頼のみ
奈川縣
宿し同
を以て
宋前記
處天網
大百足
傍に於
けん大
たり先
せし大
なる若
て山よ
に在り
て夥し
の百足
を其體
焔の中
へ指さ
何處も
の周知
るが如
ちてア
帝が罪
みは特

○假配
名づけて
なれば
能はさ
二百
は二百
に非ざ
を加へ
にあり
を以て
今其第
遺棄岩
年中同
石川榮
海に赴
頼らに
頼のみ
奈川縣
宿し同
を以て
宋前記
處天網
大百足
傍に於
けん大
たり先
せし大
なる若
て山よ
に在り
て夥し
の百足
を其體
焔の中
へ指さ
何處も
の周知
るが如
ちてア
帝が罪
みは特